

令和元年第6回 経済建設委員会会議録

令和元年 12 月 13 日

第2委員会室

開 会：午前10時00分

委 員 長 中嶋 元則

副委員長 堀 光明

2番委員 佐々木 透、3番委員 荒田 雅晴、4番委員 水野 功教

委員長 ; 定刻になりましたので、ただ今から令和元年第6回経済建設委員会を開会いたします。なお、本日の会議に、他の公務により、教育長大畑雅幸君から欠席する旨、届け出がありましたので、ご了承願います。本日の会議は、去る11月29日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。それでは、はじめに市長さんにご挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さまおはようございます。本日は第6回となります経済建設委員会ということで早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また今回から、新メンバーということで中嶋委員長以下、委員のそれぞれの皆さまどうぞよろしくお願い申し上げます。少し近況報告を申し上げますと、11月30日、12月1日に、山岡町と上矢作町で、資源回収の拠点が設置されました。上矢作町では、この10日間のうちに、紙類で800キログラムが集まったということでございますし、山岡町では1,500キログラムが集まったということでございます。またアルミ缶につきましても、上矢作町は60キログラム、山岡町50キログラムということで、どちらの町もですね、学校の資源回収が終わった後にしては、これだけ集まっているということで、大変期待を申し上げております。今までは廃棄物として処理されたものを少しでも資源として回収して、お金に換えていこうという取り組みでございます。是非、新たな地域でも取り組んでいただけるといいな、なんていうことをお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日は12件でございます。最後までどうぞ活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして議長さんご挨拶をお願いいたします。

議長 ; それでは皆さんおはようございます。きょうは第6回の経済建設委員会ということでございます。早朝より大変ご苦勞様でございます。先ほど市長さんも言われたよ

うに、中嶋委員長以下新しい委員の方での委員会ということになります。きょうは、12 件の審査でございます。しっかりと審議をしていただきますようお願いをして、挨拶といたします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、各議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て必ずマイクのランプが点灯していること、口元にあることを確認してからお願いいたします。

委員長 ; それでは「議第 9 7 号 恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（所管部分）」を議題といたします。それでは委員の方のお手元に、97 号の資料を添付させていただきました。皆さん、ご確認ください。グリーン色のところが経済建設の所管するところであります。条番号としては、18 番から 44 番が所管の部分でありますので、よろしく申し上げます。私も時たまこうやって間違えるときありますので、資料提供させていただきました。それでは、本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; おはようございます。これ、順番は、どこからでもいいですね。44 条の、この火葬場条例の件であります。今回この使用料、利用料が、市外は 1 万円から 4 万円になったということですが、これ聞くとところによると、これ市外については実費相当額がっていうことで、4 万円ということなんですけど、5 万円近いあれがかかっているんじゃないかというようなことで、なぜ 4 万円っていうことなのか、もしその相当額が 4 万円、5 万円近い額なら、それくらいの額でもいいんじゃないのかっていうようなことと、4 万円という何かあれがあるのか。近隣住民の皆さんも含めて、そういった何か協定とか何かあるのかということをお聞きしたいとお願いします。

委員長 ; 環境課長。

環境課長 ; はい。今回提案させていただきました内容の中で、市外の火葬料金、現在 1 万円のものを 4 万円にするということ、議論を重ね、審議会等々にも諮りましてご意見をいただいております。4 万円というのは、実際、えな斎苑管理運営の中でかかっている経費での、1 回当たり炉に火を入れた分を計算しますと、4 万円、これが実費になります。他市を見てみますと、例えば多治見市ですと 5 万円というところで、他市の状況を見ながら実費相当 4 万円がふさわしいんじゃないか、ということで 4 万

円という形で改定案を出させていただきました。よろしくお願いします。

委員長 : 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 : 今回、市民に負担を強いる、強いるちゅうかね、お願いするという内容やけど、だから慎重に吟味しないかん訳ですが、委員のほうから話があった火葬場、何でこういうふうにしたのか、というようなことがきょう、今説明聞いて分かったけど、他の全体のものについて、今回どういう理由でね、こういうふうに値上げすることにしたのか、これについては、総務文教委員会では、総務のほうから来てね、今回こういう理由でやりますと、それで、種別に分けてね、そのような、観光の方はこうやとか、というような説明があったわけ。そういう説明をこの委員会でやっぱりやってほしいけど。そうでないと、何でこれやるのか、そういうところが分からず、ただただ紙に書いてきたやつでどうやろってだけの話で、今みたいな質問出てくるわけね。これから、ちょっと暫時休憩して、総務のほうから来て説明してもらうわけにいきませんか、委員長。全協の資料も見たけども、それは紙が無い。観光はどうやというふうな理由とか、聞いたかね。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 : いや、いや、いいですか。

4 番委員 : いや、1.5 倍とかね、そういうこともあるもんだから、なぜそういう、消費税のところもあるし、それらについての、総務文教委員会でやっておいて、ここでやらないちゅうのはおかしいんじゃないかと。

委員長 : いや、所管の部分のところについてですので、今、話ありました消費税の増の部分、がほとんどであって、

(マイクオフ：他に発言する者あり)

先ほど、火葬場以外は、ほとんどありますので、いや、総文のほうで、はい、

(マイクオフ：他に発言する者あり)

総文のほうで、そういう答弁ひらいとる訳やもんね。はい。はい。総文のほうで理解得られたと思いますが。

4 番委員 : はい、あの、それは、総文の委員に対してやって、私らには話聞いとらんわけ。だからそれはやっぱり議会として、市民も傍聴してみえるし、市民にね、どういうふうな内容なのかということを知ってもらうためにも、そもそもこれは市民のための代理でわしら来てやっとなるやつだから、あっちで聞いとるで話したでいいよというようじゃなしに。で、もう一つ、今、副委員長のほうから、消費税だけだというふうなことが今初めてね、このグリーンの部分は消費税だけということで、そうい

う説明でいいわけですかね。それ以外については、またよそのところで審議してもらおうでと。教えてください。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、議長。

議長 ; あの、これについては、全協で概略は説明がしてあります。それと、皆さんの手元に渡っておるこの印刷物、これは各所管毎にずっと審議をしてもらうようにしておりますんで、ここで、今の経済建設の所管で、何でこういうふうになったんだということをやってもらえれば、そういう質問してもらうのが本来だと思いますんで、はい。

(マイクオフ：ならそういうことで)

委員長 ; はい。先ほど、所管の部分だけというふうで、私も先ほど言いましたけど。はい。4番委員。

4番委員 ; すいません。ちょっと出過ぎたあれかもしれませんが、所管の部分だけ。どういう内容になっているかね、44番は今分かりました。それ以外についてはどんなふうな格好で、提案したのか。教えてください。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

4番委員 ; さっき副委員長が言ったように、消費税だけですよというふうに言ってもらえばそれでいいわけ。対象が。じゃあそれ以外何なり違いがあるなら、違うし。

(マイクオフ：所管のところで。説明を進めて)

委員長 ; はい、商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。では、お願いいたします。第18条から第27条までになりますが、こちら観光交流課の所管部分になります。こちらにつきましては、全て消費税のアップした分の、使用料の変更というかたちになりますのでお願いします。はい。以上です。

委員長 ; はい。農政課長。

農政課長 ; はい。29条につきましては、消費税分のみとなっております。30条につきましては、はい、消費税分のみ。31条、山岡の改善センター、こちらについては、今回、一部見直しを行いました。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

はい。すみません、ごめんなさい。28条も農政の所管でございます。28条、そして31条につきましては、今回、統一基準によりまして200円を300円、1.5倍までの統一基準の中で改正を行いました。残りにつきましては、消費税分の改定とさせていただきます。34条までが、農政課の所管となっております。

委員長 : 農林部次長。

農林部次長 ; はい。林政課では、35 条から 37 条、全て消費税増税分のアップとなっております。

委員長 ; 都市住宅課長。

都市住宅課長 ; 都市住宅課では、38 条、39 条、40 条となりまして、38 条は市営住宅条例、39 条は若者住宅条例で、こちらは消費税の増額分になります。あと公園ですけども、まきがねは教育委員会スポーツ課で所管しておりますので、当課はまきがね公園以外というところで、こちらも消費税の改定によるものです。以上です。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; 41 条から 43 条になりますが、占用料の徴収の改定でございます。これは消費税の分ということでございますが、43 条の一部字句の訂正をしておりますのでよろしくをお願いします。以上です。

(マイクオフ : 44 と発言する者あり)

委員長 ; さっき答弁されたところやね。はい。他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; そういうご説明では分かりました。観光のほうは、なぜそうなのか、それなりに観光関係、観光施設については、何でそういうことにしたのか、全体的には 200 円を 300 円、1.5 倍とか何かあるけども、これについては、どういうセンスで、これ、そういうことをしたのか。考え方をお聞かせください。

(マイクオフ : 他に発言する者あり)

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 今回は、消費税のみの増額の分のアップという形にさせていただいています。特に他に上げるというようなことは、今回はちょっと考えませんでしたので、お願いします。

委員長 ; はい。4 番委員。

4 番委員 ; 観光でね、町おこしっていうか、町の大きなあれだというふうなことで、だったら、消費税の話は無しにして、かぶってでもええで、大勢のお客さんに来てもらおうというふうな考え方は特にとらなかったということですか。

委員長 ; はい。商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 今回については、特にそういった点では考えませんでした。消費税がアップされても、基本的にこの中で、指定管理者等が料金のほうは取られるというかたちになりますので、これが 1 番マックスというか最高額になりますので、現在はこれ以下のところが多いということです。お願いします。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 説明で分かりました。一応市としてはこれ設定するけども、実際の利用者から貰うのは、指定管理者のほうで判断してもらえばいいと、いうことにしてあるので、それは指定管理者の努力の余地が設定してあるということだと思いますが。それから、先ほどどこやったかな、農の 200 円を 300 円にしたということ。それについての理由は、なぜ消費税だけじゃいかなんだのか。教えてください。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; はい。28 条と、31 条の部分を一部見直しを行っております。これにつきましては、実費相当を計算しまして、今回の 200 円から最大 1.5 倍というところの、300 円というところまで、見直しをさせていただいたところでございます。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 実費っていうとどれぐらいになるもんですかね。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; 28 条につきましては、串原の健康管理センターでございますけど、税抜きで 279 円という実費相当額が出てまいりましたので、今回それに税を含めましてですね、300 円というところでの価格設定をさせていただいた。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

失礼しました。実費相当額は 380 円になります。それに対しまして最大の 1.5 倍というルールに基づいて 300 円というところで、積算をさせていただいたところでございます。

委員長 ; はい。4 番委員。

4 番委員 ; その施設では、利用状況はどんな塩梅ですかね。値上げをすることによって、利用者の数に支障が出るか出んか。そういうふうな配慮ちゅうか、検討、協議、意見の聞き取りとか、そういうようなことはされたかどうか。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; 利用状況として、稼働率が出てますが、稼働率としては 5.37%という稼働率で出ております。年間の施設利用者数としては 303 人というところございまして、そこが基本になって、今回、改定をさせていただいたものでございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 利用率が 1 割にも満たないというような状況の中で、なおこれを上げることによって、利用に影響が出るか出ないか、そういうふうな評価、判断、配慮などは、されなかったか。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; 利用率が低いということも含めましてですね、今回の実費が、380 円程に上がってきておるというところもございます。やはり実費相当を踏まえてですね、今回の改正の中で見直すというルールでございましたので、今回見直しをさせていただきました。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; まあ、話があったように、ルールでそうなるとかということですが、そもそも改めて今言う訳ではないですけども、施設というのは市民が健康で文化的な生活が行えるようにということで、銭儲けの施設ではないわけね。福祉の面で造った。税金で、国から支援してもらったり色々して造ったもの。そこで、どれだけ市民の皆さんがそれを活用して、病気にならんように、そうして色々、文化的な面についても、勉強出来るようにと、というようなことで造った施設のわけ。そこで余計大勢の人に利用してもらうことに、この施設の目的があるのであって、お金の話でいくと、逆に言やあこれ下がるかもしれないと、上げてしまうと。そういうようなことについても、やっぱり十分審議をして、それでもやっぱり、これは今の恵那市の財政から見れば、これぐらいやったら、まあ分かってもらえるんじゃないかと、影響も無いんじゃないか、というようなところで、妥協点を見つけて設定するというのは、色々の施設の料金やと思いますけども、そういう点での、評価というかは今の話では無かったんですけども。担当課長としてのご見解を聞かしていただきたいですが。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; はい。今回、実費相当も含めましてですね、それぞれの施設の調査を行いました。今回の、串原の健康管理センター、200 円を 300 円に改正をさせていただいた訳ですが、実費相当 380 円というのが出ましたので、それで、許容範囲であろうというものが 1.5 倍であるというふうに認識をしております。一定程度、利用者の方にもですね、ご負担を強いることとなりますが、施設を維持管理していく上で、最低限の許容範囲ということで、1.5 倍の料金改定をさせていただいたところでございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
4 番委員。

4 番委員 ; 今回まとめて出てきてるわけですが、恵那市としてはですね、財政の面でチェック

していくということで、3年毎で見直しをするというようなことでやってきた訳です。3年毎に色々と変化があったりして、施設だけについては、今は、農の関係の説明だけだったんですが、施設の設置目的、これは改めて言うまでもなく、憲法で掲げる健康で文化的な生活を送るために、設置の目的がある。どれだけ多くの市民が使用できたか、本来についての評価、これが、特段に市長のほうからの提案説明でも、そういうところでも無かったと。ただただ、行革を優先した配慮だけでは、私としては施設の設置目的に対しての評価がされんのじゃないかというような面で反対の討論といたします。

委員長 ; 他にありませんか。1番委員。

1番委員 ; 賛成の立場で討論いたします。恵那市の公共施設の利用料は、平成20年に策定された公の施設の使用料の考え方による指針に基づき、施設管理経費の負担を、受益者と市民全体の公平な負担を目的として、3年に一度その時点の情勢に合致した使用料にするために、統一的な基準で改正されています。今回ですね、所管部分につきましては、3条例以外は消費税のみであります。あと、その3条例につきましても、今回、現在の使用料が、施設の維持管理費には、ちょっと遠い状態になっていましたですね、前は2倍となっていたところ、今回は1.5倍となっています。ただ、火葬場につきましては、実費相当分ということで、ちょっと上がってますけど、施設を管理していく上では、公共施設といえども、施設を使う人と使わない人の負担の公平性を確保することが大変重要で、施設利用者には応分の補填をしていくことが必要です。以上のことから、議97号の恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については賛成するものと考えます。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 他にありませんので討論を終結し、採決を行います。「議第97号 恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(所管部分)」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって、「議第97号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第98号 恵那市恵那峡公園条例の制定について」を議題といたします。
本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4番委員。

4 番委員 ; 恵那峡公園条例、これが制定される訳です。なぜ恵那市の場合は、都市公園というふうなことで条例があるわけですけども、ここだけ別な条例が設置される訳ですが、条例の適用範囲、恵那峡の公園の範囲はどこからどこまでですか。説明してください。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。恵那峡の公園の今回の設置条例に関しての範囲というのは、第3条にございますように、さざなみ公園、多目的広場、傘岩公園、散策路、ビジターセンターと駐車場ということで考えております。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; それ以外は、さざなみ公園の、関西電力の所有地は無いかね、あそこには。どっからどこまでがさざなみ公園の、湛水地、境界ね、この条例は、公園がどっから、そこは範囲が言っても分からんけど、どういうふうに設定してあるのか教えてください。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 関西電力の土地に関しましては、少し入り組んでいる所もございますが、基本的には、陸地の部分は市有地が多いです。水際のほうはまた別になりますので、ということです。境界がはっきりしていますので、関西電力からの借地の部分もありますが、境界がはっきりしております。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; ですから今聞いたのは、さざなみ公園の範囲、この条例の及ぶ範囲がどっからどこまでですかちょっとはっきり聞きたいわけよ。いわゆる借用地とか、そういうのがあるとか言っておるけども、それは条例の外なのか。この条例の、どっからどこまでが。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 市有地が管理の範囲になります。

(マイクオフ：借地は違うか。)

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; すみません。市有地と公園内にある借地の部分については、市の管理ということでお願いします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 住所が打ち込んであるけど、大井町 2709 番地の 79、ここは見てみると、稲荷茶屋

なっとなんやね。この稲荷茶屋は市が買ったんですか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい、稲荷茶屋は、市は購入はしておりません。はい。以上です。

委員長 : 4 番委員。

4 番委員 ; そうすると、所有者にどういうふうな、これ話をしましたか。条例に、正式に番地まで記入するということについては。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; すいません、番地につきましては、非常にこちら辺で入り組んでおりましたので、代表の番地を書かせていただいているということになります。申し訳ございません。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; はい。代表の土地って、私この土地、家主のほうから何とかありませんかって頼まれとるの。あそこをね、何とかして欲しいと困っとらさせるわけだわ。そういうような所が、今度ね、ここで条例になったから、正式に市が書き出すということについては、それなりの配慮、事前に、購入とかその施設しっかり自分の市の物にしておいてからやるならいいけど、これまだ他人の土地の番地打ち込んでいいの。それを心配。総務のほうはどんな話だかしらんけど。総務のほうで条例をチェックしてもらうわけやら。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 条例を作る段階でこちらのほうも、チェックしたということで、この番地を載せておりますし、稲荷茶屋さんの土地につきましては、市のほうでは購入しないということでお話もさせていただいたと思います。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい。商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; こちらの番地につきましては、代表番地ということでご理解をお願いします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; そうすると、この土地は市の土地でもないことは分かっておって設置したと。今後のあとのことを考えずに、ただただ何でわざわざここにしたのかとそのセンスを聞きたい訳よ。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい。あとでちょっと答弁もらいますので、お願いします。他にありませんか。 2

番委員。

2番委員 ; この指定管理に関する、いわゆる、来年4月からということですが、これに関わる運営、その他に対しての、いわゆる評価とか、そういったことへの、例えば毎月会議を行うとか、それを公表されるとかっていうことはあるでしょうか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。現在そういった運営委員会というようなものというか、検証する会議のほうは考えております。以上です。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

これから立ち上げますけれども。はい。やっていく予定です。

委員長 ; 1番委員。

1番委員 ; すいません。ちょっと今の段階で分かるかどうか分かりませんが、指定管理料の見込みとかですね、指定管理者でやると思うんですけど、そういう指定管理に出した場合の収入見込みなんかは、今からはじいてるか、その辺はいかがですか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 指定管理料につきましては当初予算ということになりますので、現在計算して精査しているところでございます。収入についても同じでございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; いろいろ出てきちゃったんですけど。施設の中で、あそこの中に恵那峡のボートハウスがあるわね。これはここには書いてないけど、あそこは、さざなみ公園の中にあるはずやけど、そこにある施設は全部今度この条例のほうでカバーしていくという話やったけども、ボートハウスがあるけど、これは、どういうふうになる訳ですか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。ボートハウスにつきましては、恵那高校の管理ということになります。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; そういうような表現が、曖昧のように思うけど、さざなみ公園一発だけでは。それなりの全ての施設、都市公園の中全部はつきりしてるわけと思うわけ。都市公園も曖昧なものではやっとなんと思うんだけど。条例にするならそれなりの整理をして、どういう段取りでこれやりますよ。というのが無いんやけども、どうですか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；ボートハウスにつきましては、さざなみ公園の中にはございますけれども、こちらで管理するというのではなくて、恵那高校のほうの育成会のほうで管理していただくということでお話をさせていただいています。以上です。

委員長；4番委員。

4番委員；いろいろ審議していくと、何のためにこの条例を作るかがよく分からんようになってくるんだけど。先ほど、そういうふうだったら、今度のビジターハウスを造るわけね。ビジターハウスの番地なんかはどこで、これから設定されてくるわけですか。ビジターハウスは、条例上、どういうふうな位置付けになってくる場所、位置について、その位置付けはされるのか、されないのか、このままでいくのか、それとも別のもので資産の管財のほうの範囲でやるのか、そういうところについて教えてください。

委員長；商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；はい。ビジターセンターの位置につきましては、今の第2条の条例にございますように、外というところの一部に入るというふうに思ってます。番地につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので申し訳ございません。

委員長；4番委員。

4番委員；今回この条例議案の中では、ビジターハウスの料金なんかあるんですけど、この図面は、まだ私ら見せてもらってませんが、審議するについてはですね、図面が欲しいんですが、今日見せてもらうわけにいきませんか。

委員長；商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；すいません、図面につきまして平面図がございますので、そちらのほうはちょっとご用意させていただきます。申し訳ございません。

委員長；商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；先ほど、4番委員のほうからご質問がありました2709番地の79の代表地番になりますが、こちらのほうは、所有者は恵那市です。

委員長；他にありませんか。4番委員。

4番委員；ちょっとしっかりお願いします、本当に。それから、ビジターセンターの図面、今ここで見せてもらうわけにいきませんか。評価するときに欲しいですから。今ここで。

(マイクオフ：こちらのほうに、今図面を持ってまいりますのでお待ちください)

もしなんだったら、恵那峡公園条例は後回しにして、他の仕事やっというてからやら

なきや、委員長のほうでね。そうしてもらっても結構ですけど。

委員長 ; はい。他にありませんか。はい。4番委員。

4番委員 ; 図面をお願いします。4条の関係ですけど、公園の管理に関する業務を、施設も含めて、3条の施設の管理ということになると、いわゆる2709番地の79の施設も、恵那市が管理していくということになるわけですか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 2709番地の79の、市の関与する所については、当市のほうで管理させていただきます。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; あれまだ建物が建つと思うけど、建物はどういうふうな取り扱いになってますか。あれも含めて市の所有物ですか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 建物に関しては、今回はこちらの条例には含みません。稲荷茶屋さんの所ということだと思いますけれども、それは私有の私の物になりますので、今回こちらのほうでは関与しません。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; そうすると管財のほうに聞かなかんかもしれんですけど、市の土地の上に建ってる建物、構造物、これについては、どういうふうな取り扱いになるのか。近々もう前の方が撤去してもらうのか、恵那市のほうで撤去するようになってるのか、どういうふうなつもりで、恵那市は管理をしておるんですかと。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; まあ、分からんから、市民の代わりに私ら議員がやらせてもらってますので、行政の事務屋の立場で仕事をするわけでは無いのでお願いします。指定管理にするということのようですけども、これは、公募か指名かどういう予定でしょうか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 現在検討しております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; そうすると、この条例を作るということについては、あそこで、恵那峡公園内で営業してみえる業者の方にはどこまで話がしてありますか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；会議の時には、条例の中身までは説明はさせていただいておりませんが、こういう管理をするための条例は作るということはお話ししたと思います。

委員長；4番委員。

4番委員；その会議の名前を。いつ、どこで開かれたか教えてください。

委員長；商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；時期についてははっきり覚えておりませんが、にぎわい実行委員会のほうで少しお話しをさせていただきました。

委員長；4番委員。

4番委員；今言ってるんだから、どういうふうな話をしたのか。理解をしてもらったのか。

委員長；商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；地元の方たちには管理条例は作るというふうにお話はさせていただきました。パブリックコメントもさせていただいておりますので、理解をいただいているというふうに考えております。以上です。

委員長；4番委員。

4番委員；今回は管理条例ということですね。それはどこに書いてあったっけな。指定管理による管理する条例を今度ここで作るということですか。

委員長；商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；はい。今回は、公の施設として恵那峡公園を位置付けるということと、指定管理者によって指定管理が行えるというような内容、必要な事項を定めるために条例を定めるものです。以上です。

委員長；4番委員。

4番委員；そういうことが、十分、この条例からね、読み取れない部分があったものですからちょっと質問したわけですが、あと7条について、休業日の変更、29日から3日になると。それ以外には休業にすることは無いんですか、ビジターセンターは。

委員長；商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長；すいません。現在はそういう、

（マイクオフ：他に発言する者あり）

はい。休業日につきましては年末年始ということです。こちらの12月29日から1月3日までは、年末年始ということの休業日とさせていただく予定でございますが、休業日の変更もありえますので、そちらのほうについては変更ができるというよう

な、条例を謳ったところです。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 休業日の絶対数は 29 日から 3 日までの間だけやなしにもっと増えるちゅうことやね。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 増える可能性も無くは無いです。例えば、全館的にメンテナンスが必要であるとか、そういった場合については休業させていただく場合がございますので、そのための条例でございます。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 色々想定しなきゃよく分からないんですが、いわゆる、土日は休まん、休業つちゅうことはいいませんよと。年中無休で動きますよ。年末年始だけはこういうふうに休みますよと。そういうことで考えておりますが、指定管理者さん、これどうですかという意味で作ったわけやね。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい、おっしゃるとおりでございます。土日は休業はさせることはできないと考えておりますので、年末年始のみの休業、または今お話しさせていただきましたように、特別な時に、お休みをさせていただくということでお話しを進めます。以上です。

委員長 ; はい。4 番委員。

4 番委員 ; 6 条のほうですけど、はい。5 年以内。あと、説明しております。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい。建設部次長。

建設部次長 ; はい。すいません。先ほどの稲荷茶屋の件ですが、2709 の 79 という地番だと思えますが、それは恵那市の広大地であります。稲荷茶屋さんは、私が管財で担当するときに、平成 19 年の 2 月に売っておりますので、分筆しておりますして、2709 の 401 というのが稲荷茶屋さんの土地になっています。ただ 79 は恵那市の広大地です。間違いありません。

委員長 ; はい。4 番委員。

4 番委員 ; はい。分かりました。はい。調査したらそういう出てきたもんだから、稲荷茶屋さんの関係、公園内ということで、はい。あそこも、あの地域は、この条例の範囲となるわけですよ。あの周辺全体が。この条例の、79 にすれば入る訳やら。稲荷茶屋は入らんけど、

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 管理する所になりますが、今ここにある施設の所になりますので、79 の辺りにつきましては、79 は入ります。個人地は入りません。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 条例やもんでチェックしなあかん、議員の仕事やら。はい。13 条の中で、これは利用についてですけど、協議会、展示館、集会、1 平方メートルとみなすって、これ測定はどういうふうな格好です訳ですか。平方メートル当たり幾らというようなことで出とるんだけど。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。必要な所をお貸しするという形になりますので、面積がどれぐらい必要かということでお尋ねして決めていきます。この辺はまた、運用させていただく段階で、指定管理者とも相談させていただきますけれども、はい。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; ここまで書いてあるとどうしても聞かならんわけ。どうやって測定するかをね。そういう感覚で今条例を作っておるということですね。で、ここの利用については何か 13 条に書いてあるけど、13 条の中で、L 1 ラリーあたりも使える訳やね。L 1 ラリーの人たちも。使おうと思えば今回やるようななんかで借りる場合が。そういうグループでも使えるわけかね。いわゆる誰でも。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 貸し出しが出来る所はございますので、そういったところで使っていただく分にはよろしいかと思いますが。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。他にありませんので質疑なしと認め、はい。図面が来ました。はい、じゃあ配ってください。

(マイクオフ：資料配布。他に発言する者あり。はい、次いきましょう。)

はい。他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; ビジターセンターの維持管理経費はどんなふうに予定してますか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。指定管理施設になりますので、指定管理のなかに入れる予定です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; この維持管理する、恵那市の施設だもんだから、恵那市として年間どれぐらい維

持管理費が要るのか。ランニングコストは。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。積算としましては、大体、維持管理だけでということで事業費抜いて 300 万円ほどかと思ってます。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; これについて指定管理については、どのような考えでやるのか。公募か、委託か、それについてのコスト、指定管理料取るのか。売り上げ料の何分か入れてもらうようにするのか。そういう、いろいろな催し物があるからね。そういうような方についての、審議なり評価なりしてあるのか、これからするのか、どういうところするのか、やるんだったら。教えてください。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; そういったことを、今後検討してまいります。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; どこで検討していくわけ。管理に関係する市外もみえるね、観光協会とか、そういうところとか入れると、聞きたいわけよ。

委員長 ; 商工観光部長

商工観光部長 ; 私からよろしいですか、一つ。指定管理料の積算につきましては、想定される指定管理者と協議を進めておりますが、それも含めて、今度議会のほうでですね、お諮りしたいと考えております。実際、今どれくらいかということにつきましてはですね、委員、申し訳ございませんが、ちょっと今精査中でございますので、よろしく願いいたします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; それらしい方とも話もして、進めておるというふうなことから、分かりました。はい。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 98 号 恵那市恵那峡公園条例の制定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 9 8 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 9 9 号 恵那市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4 番委員。

4 番委員 ; これは、99 号については、いろいろある。これを全部公営企業化をしなきゃならない理由はどういう、教えてください。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。全員協議会のときにも説明させていただきましたけども、ちょっと説明が不足しとったようですので、お答えいたします。平成 27 年に、公営企業の経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上に取り組むために、公営企業会計の適用を推進することを目的として、総務省から依頼をされたことが一つあります。それを受けて恵那市としては、下水道施設が維持管理の時期になっておりますので、経営の効率化や健全化へ取り組む必要があると考えて、法適用をし、公営企業とすることにいたしました。それで、法適用いたしますと、下水道事業の資産の状況、費用を把握することで、財政状況の問題点を洗い出して、多様な方向で経営分析を行うことができます。そのことによって将来の安定的な事業運営を図るために、公営企業とすることといたしました。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; それでこれ、公益企業することによって、どのようなメリットがあるか、これについて教えてください。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 今後の収支の予測については、いかがでしょうか。営業収益、平成 30 年度から令和 2 年、これについてはどうでしょうか。営業収益。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; それは全協資料の中の収支計画のところの部分でよろしいですか。全協資料のところに 30 年の実績がついてませんけれど、30 年の営業収益にはなりませんが、30 年

の下水道使用料としては、7億3,000万円ほど、あります。令和2年の予測では7億1,000万円程度になるということで、大体2,000万円ぐらいの減になる予測を立てております。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; それだけ減るということは人口減少も反映しとるいう、こうなるわけですね。分かりました。一般会計の出資金についてですけど、これは令和2年は2,300万円が令和8年には、1億1,000万円というふうに書いたるけども、これについての、考え方、これについては、今度総合計画のほうには反映するのかなのか、そこんとこちょっと聞きたいんですけど。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。この一般会計からの繰出金、下水でいくと繰入金になりますが、この辺は財政部局とも、協議をして、今ある数字は財政部局と協議して推計をされた数値ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 今回、条例議案で出ておる、長期財政計画も含めたやつが出てるんだけど、それにはこの案、数字は反映されておるといふうに見ればいいのか、まだそれが反映されとらんのかなのか。そこんとこ教えてください。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 公営企業会計になる前に、既に財政部局との長期財政計画のほうに含まれておる、一般会計からの繰出金に反映されておるものです。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 今回出された議案の中に、下水に関係する一般会計出資金については、それは反映されておるといふうに理解をすればいいということですね。管理体制ですけど、結構、各地で民営化がやられていますけど、こんな田舎ではなかなか難しいと思うけども、従来どおり直営でやることで考えておるといふことでよろしいでしょうか。確認します。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; はい、そのとおり直営で、施設の運転管理等の一部委託はいたしますけども、直営で継続していく予定をしております。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 今回、これ、全部適用ということになると、管理上の問題が出てくる訳ですが、11月8日の下水道審議会の資料の中で、採算の面から、ちょっと利用者の少な

いところあたりは統合したらどうかというふうな意見も市民のほうから言っておりますが、例えば門野、これ農村集落排水かね。対象人口 133 人しかみえないというような所。汚水処理の原価は立米当たり 943 円。しかし、使用料は 177 円というふうなデータになってきとる訳ですが、これ統合するとか、そういうような考えなんかは、

(マイクオフ：他に発言する者あり)

それによって管理をしていくということやもんだから、これについてはテーマとして挙げてるかどうか。それを聞けばいいわけ。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長：今のところは統合する予定は考えておりません。

委員長 ; 他にありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; 一つだけ基本的なことをちょっと分からんのでお聞きしてますけど、この 1 条の 2 の法の全適用についてちょっと聞きたいんだけど、地方公営企業法の 2 条第 3 項というのはですね、条文見ると、一部事務組合と広域連合の運用規定、もう一つ、地方公営企業施行法の第 1 条第 2 項は、借り換えについての施行令なんだけど、この下水道ちゅう言葉が全く出て来ずにそれを適用してるんですけど、その辺で準用しとるのかどうかそれは分からないです、その基本的な考え方を聞きたいんです。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 下水道についてはですね、今まで、そのこの条文に出て来ないような状況だったんですけども、先ほども話をしましたように、平成 27 年度に総務省のほうから公営企業化にするようにという通達が出された中で、下水道事業についても公営企業法を適用して、全部適用をしていくようにということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; そうするとですね、この 1 項に、水道事業は規定してあるもので、水道事業に入るとるものと想定したほうがいいような気がするんだけど、そうでもない訳。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; はい。確かに、水道事業とか鉄道事業とか、そういったものはこの中に入ってるんですけど、確かに下水道事業というものの、文言が入ってません。ですので、今言われたように、水道事業に含めるのかいいのかは分かりませんが、水道事業と同じように下水道事業も行うということで、この法を適用してやっていくということで、理解しております。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; これまでの、先ほど言った審議会で配られた資料で、恵那市下水道事業地方公営企業法適用基本方針というやつが出されて、平成元年度修正というやつが、これも全委員に配ってもらうとよく分かるで、これを配ってもらうとええかなと思いますが。提案ですが。

委員長 ; 上下水道課長。

上下水道課長 ; 委員の皆さんには、もう既にホームページにアップしておりますので、そちらのほうを見ていただいておりますということを思っております。

委員長 ; 他にありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 9 9 号 恵那市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（所管部分）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 9 9 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 0 4 号 恵那市分担金等徴収条例の一部改正について」を議題いたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; はい。この条例に関しては 3 年間ということですが、例えばこれ、その後も引き続きまた行われるのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。今委員さんが言われたとおり、この事業といたしまして 3 年間ということでございますが、基本的にこの事業は、岐阜県のライフライン保全対策事業というのが大元になっておりまして、この事業が 3 年間ということでございますので、まずはこの事業を活用することを考えております。以上です。

委員長 ; 2 番委員。

2 番委員 ; はい。これいわゆる、県より 350 万円入っているということは、100 分の 50 ということで 700 万円の事業っていうことであるわけですね。そうすると、その事業の内

訳がどこについているのか、ちょっと分からなかったものですから、その辺ちょっとお聞きしたいと。

（マイクオフ：他に発言する者あり。予算のほうで。）

委員長 ; なら、補正のほうじゃあ。

2 番委員 ; はい、じゃ、そのときにまた聞きます。

委員長 ; 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 0 4 号 恵那市分担金等徴収条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 1 0 4 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 0 5 号 恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。
4 番委員。

4 番委員 ; 今度市民のほうから要望があったね、袋の大きさ、新たに設定するということについては評価出来るわけですが、これについての準備状況、この条例通ってから発注か、それについてお聞かせください。

委員長 ; 環境課長

環境課長 ; はい。ありがとうございます。この条例が承認された後、早速、中袋の発注ができるよう準備が出来ておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ; 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 0 5 号 恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第105号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第106号 町及び字の区域の変更について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第106号 町及び字の区域の変更について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第106号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第107号 変更契約の締結について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第107号 変更契約の締結について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第107号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第110号 市道路線の認定について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 0 号 市道路線の認定について」は原案のとおり可決すべきものに賛成
の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 1 1 0 号」は原案のとおり可決すべきものと
決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 1 3 号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第 5 号）（歳入歳出所
管部分」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありません
か。4 番委員。

4 番委員 ; 10 ページ。基幹交通対策事業費補助金、明知鉄道ですが、9 月の点検で 22 カ所発
見と、安全第一のようなところでね、こんなふうに出されてくると心配ですが、改
善作業実施中ですがどこまで進んでおるのか、教えてください。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 点検箇所はということでよろしかったですか。はい。すいません。ちょっとデータ
がございませんので調べますのでお待ちください。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 当然準備して来ているかと思ったが。はい、分かりました。あと、今後の保線要員、
高齢化でね、大変人手不足ですが、これは確保できるかどうか、どういうふう
にみてみえますか。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。保線要員につきましては明知鉄道で、確保するということになりますので、
明知鉄道のほうでも努力をしていくということになりますのでお願いします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 当然努力はしとるけど、その状況はどうなのかを聞くんです、聞いとるんです。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 要員の不足につきましては、申しあげましたようになかなか人がいないということ
になりますので、そのためにも、少し、軌間整正機だとか、タイタンパーの使いや

すい物を入れるというかたちになっています。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; 確保は難しいという、そういう状況だから今回こういうふうにしたんだということ。
だから、先行きも大変だということですが、この業務を外注化するというふうな計画なんかはどうでしょうか。専門的に、J R のほうにね頼んでやるとか、できるかどうか知らんよ、知らんけども、そのような検討についてはどうでしょうか。とにかく安全第一ですから。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; すいません、外注に出す部分とそれから自分たちでやっている部分ということになりますので、ご理解をお願いします。外注している部分につきましては、外注部分がございますので。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; そうすると、今までどおり外注する部分と、それから、自己管理やってると。それはそのまま続けていくと、その見直しは考えていないと、ということですね。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; こちらにつきましては、恵那市が見直しをするということではなくて、明知鉄道の見直しになりますのでよろしくお願いします。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; そもそも明知鉄道は、どういうスタンスでおるかを聞きたいわけですが。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 明知鉄道につきましても、今申し上げましたように外注部分とそれから直轄部分とで考えていると考えております。増やすということは、あんまり考えていないのではないかと考えますが。

委員長 ; 市長。

市長 ; 明知鉄道の社長として申し上げます。まず保線の人件費がですね、全部外注するということは、やっぱりそれなりに費用がかかるということになりますので、そもそも赤字であえいでいる路線でございますので、できることは自分たちでやるということがまず大前提です。今回の補正は、軌道幅の広がった部分を一部機械を入れてですね、やるということで、今まで人件費に頼ってたところだとなかなか解決ができないので、新たに機械を入れてやるということで、これは人件費の削減の一步でもあるということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; はい。先ほどの件ですけど、ライフライン保全対策事業分担金、これ歳入のほうに入ってですね、8 ページです。はい。すいませんが。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; 先ほどのご質問のお答えになるかと思いますが、8 ページの分担金、先ほどのお認めいただいた分担金等徴収条例のところで、これが 350 万円ということで、700 万円のうちの2分の1が、中部電力のほうからいただけるということになっております。それから、ここの県補助金、15 の 02 の 0101 の、375 万円の内訳といたしまして、ライフライン保全対策事業補助金 175 万円。県が4分の1ということでございます。これに対して支出が既決予算の 700 万円を利用させていただいて、裏にそれぞれの補助金を充てるということで、入のほうのみ今回の補正に挙げさせていただいています。以上です。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; そうすると、今年度やる予定のところは、聞いたかもしれませんがちょっと確認、お聞きしたいんですが。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。今年度は、予定をしておりますのが、山岡町の久保原のところで、的場掛地線というところなんです。振興事務所から、北へ上がって行く 2 車線の道路でございしますが、去年の台風のときに非常に倒木がひどくて、非常に復旧に要したということがありますので、そこをまず路線として候補を挙げております。もう 1 路線が、笠置町の、昔の恵那蛭川東白川線の旧道のところになりますけど、あそこも今回の台風でひどいことになりましたので、そこも、今回で対応したいという、この 2 路線を予定しております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 先ほど 4 番委員がご質問がございました、超過箇所の整備状況でございますが、申し訳ございません。整備済みが 11 月 7 日時点では 3 カ所、未整備のほうは 19 カ所になっておりますのでお願いします。

委員長 ; 1 番委員。

1 番委員 ; 14 ページの、主要市道の整備事業費についてお聞きしたいんですけど。この市道は、災害が起きてですね、復旧工事が延び延びになって、私の家から串原の中沢へ行くときなんか大変便利な道だったんですけど、大変不便でした。だから、早く復旧しないかな思ったところですけど、今回ですね、合併特例債を活用て、補正予算で挙

がってるんですけど、その辺の経過をちょっと教えてほしいんですけど。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。明智町 225 号線のことだと思いますが、この経緯といたしましては、昨年の 30 年の、台風 21 号の時に、個人の所有の法面が、225 号線のほうに崩れてまいりました。で、基本的に災害復旧の大原則といたしましては、土木施設災害はあくまで自治体で管理している財産が被災したものが公共として直すというのが、災害復旧事業でございますので、個人所有の山が崩れてきて、道路を塞いだ場合というのは、これは災害復旧の対象にはならないです。ですので、何かで手当てができないかということで、県の治山事業を入れていただいて、山を保全していただくということが今度採択になりましたので、それに乗かって、市が道路を、ある程度、機能を保持していくために、補助金をいただいて実施します。社会資本整備総合交付金を入れてやるということで、同調しながら、早い復旧をしたいということで今回補正をさせていただいております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; 13 ページの、農地保全促進事業費、日本型直接支払、これについてですね。これは要望全て対応してあるのか、まだ対応し切れておらんところがあるのか、そこんことをちょっと教えてください。

委員長 ; 農政課長。

農政課長 ; はい。内容的にはですね、中山間地域の直接支払交付金と多面的機能支払交付金の本年度実績に基づく補正予算でございますので、要望は全てお答えできるものでございます。

委員長 ; 他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ; さくらシンポジウム。これ補正で出てきておる訳ですけども、総額では幾らかかるのか。あともう一つ、今恵那峡工事やっていますが、これは間に合うかどうか、ちょっと教えてください。

委員長 ; 商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; はい。すいません、今回補正させていただいて、全額の予算、ちょっと今手元に持っていないくて申し訳ないです。ごめんなさい。また、お答えします。それから、恵那峡のほうの工事は 3 月末に終了するというので、今進めていますので願います。

委員長 ; 4 番委員。

4 番委員 ; また後でお伺いします。あと、同じ観光担い手育成、地域商社、今後の展開の構

想、まず、なぜ補正予算になったのか、今後どうなるのか。これについて教えてください。

委員長 ; 商工観光部長。

商工観光部長 : 補正予算になった理由から申し上げますと、今度新しく作る地域商社につきましては、DMO法人を兼ねておりまして、そのDMO法人の登録が、12月に国のほうでいただけるので、そうしましたら速やかに法人を立ち上げたいということで、法人立ち上げを1月の末に予定しています。ですので、今回12月に、予算のほうを上程させていただいたということでございます。今後の展開としましてはですね、1月にですね、会社は一般社団法人、ジバスクラム恵那を立ち上げまして、観光、農林業、ビジネス支援という三つの分野において、市民や事業者のためになる、地域の方々のためになるような活動を展開していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; よろしくお願ひします。あと主要地方道をさっき、1番議員が言われたことかもしれませんが、ここを豊田までの国道の格上げ、これについての動きなんかはどうでしょうかね。。

委員長 ; 建設課長。

建設課長 ; はい。豊田明智線ですね、豊田明智線を国道にということでございますか。まずは市としましては、恵那南部幹線道路促進協議会というのがございまして、その方々のもとで、豊田明智線についても要望していただいているというところです。今現在、私どもが課題と思っておるのは、雨量規制のお話がございまして、どうしても雨量規制がかかってしまつて通行止めになるというところが、まずはそこを改修していただくということで、全線の2車線化を要望させていただいております。しかしながら、予算もございますので、県のほうとしてはできるところから順番に、2車線化をしていただいておりますのが今の現状でございます。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第113号 令和元年度恵那市一般会計補正予算(第5号)(歳入歳出所管部分)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 1 1 3 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 1 6 号 令和元年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 6 号 令和元年度恵那市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 1 1 6 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 1 7 号 令和元年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 7 号 令和元年度恵那市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 1 1 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 1 8 号 令和元年度恵那市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 1 1 8 号 令和元年度恵那市水道事業会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 1 1 8 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

（マイクオフ：委員長すみません。と発言する者あり）

はい。商工観光部次長。

商工観光部次長

兼観光交流課長 ; 先ほどご質問のありました、さくらシンポジウムの関係でございますが、全体が、
2 カ年で 788 万円の予算に対しまして、うち市の交付金につきましては、450 万円
になりますのでお願いいたします。以上です。

委員長 ; はい。以上で予定の議題をすべて終了しました。最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和元年度第 6 回経済建設委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 11 時 30 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 中嶋 元則